

一般社団法人みたかS Cサポートネット定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人みたかS Cサポートネットと称する。通称はサポートネットとする。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都三鷹市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当法人は、未来ある子どもたちの「今」を大切にし、夢と希望がもてる社会を創り出す人材の育成を目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 子どもたちの知・徳・体に関わる事業。
- (2) その他、子どもたちにとって有益な事業。
- (3) 生涯学習に関わる事業。
- (4) その他、当法人の目的達成のために必要な事業。

(公 告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第3章 社 員

(入 社)

第6条 当法人の社員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。当法人の社員になろうとする者は代表理事の承認を受けなければならない。

(任意退社)

第7条 社員は、任意にいつでも退社することができる。

(除 名)

第8条 当法人の社員が当法人の名誉を毀損し、もしくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員が同意したとき。
- (2) 当該社員が死亡したとき。
- (3) 当法人が解散したとき。

第4章 社員総会

(開催)

第10条 定時社員総会は、毎年5月に開催する。臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第11条 社員総会は、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。ただし、止むを得ないときは、委任状をもって出席にかえることができる。

(議決権)

第13条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議事録)

第14条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(員 数)

第15条 当法人に理事3名以上を置く。

(選任等)

第16条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1をこえてはならない。

4 他の同一の団体(公益法人を除く)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に綿密な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(役員の任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

第6章 計 算

(事業年度)

第19条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の分配の禁止)

第20条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(残余財産の帰属)

第21条 当法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産は、これを公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第22条 当法人の最初の事業年度は、この法人設立の日から平成30年3月31日までとする。

(設立時の社員の氏名及び住所)

第23条 当法人の設立時の社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

東京都三鷹市下連雀四丁目5番20号
師橋 千晴

東京都三鷹市上連雀七丁目11番13号
四ッ柳 千夏子

(法令の準拠)

第24条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

— 定款変更履歴 —

平成29年7月31日	施行
令和元年5月28日	一部変更
令和5年5月22日	一部変更
令和7年5月20日	一部変更